



小児かかりつけ医制度

小児かかりつけ医制度とは

小児かかりつけ医制度は、6歳未満のお子さまの健康と成長を見守るために設けられた国の制度です。具体的には、体調不良や病気の診療だけでなく、予防接種や乳児健診、アレルギーの診療などを通じて、子育てをサポートし、日常の不安に対してもサポートを行う役割を果たします。小児かかりつけ医は、子育てを一緒にサポートする存在として、親御さんにとって安心感を提供し、頼りになる存在となります。

この制度では、小児かかりつけ診療料が設定されておりますが、ほとんどの自治体では乳幼児医療助成制度により、別途、**自己負担は発生いたしません。**

かかりつけとは？

- 風邪や急な体調不良の診療の際、かかりつけ医として診察します。
- 喘息やアトピー性皮膚炎・花粉症など、慢性疾患の診察と管理指導を行います。
- 発達段階に応じた指導、栄養相談・育児相談に応じます。
- 予防接種の有効性・安全性に関する指導や、接種履歴を確認しスケジュールを案内します。
- 必要に応じて連携した専門の医療機関へ紹介をいたします。
- 発達障害の疑いがある患者さんについて、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介を行います。
- 不適切な養育に繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応します。
- かかりつけ患者さんからの電話等による緊急の相談等に対して、原則として常時対応いたします。

小児かかりつけに登録できるお子さま

- 緑が丘小児科 を 乳児健診、予防接種、診察を含めて4回以上受診されている 6歳未満のお子さんが対象です。
 - 登録には「小児かかりつけ医登録」に関する同意書に署名が必要です。
- 「小児かかりつけ医」の登録をご希望の方は受付にてお申し出ください。

かかりつけ登録の注意点

- かかりつけ医登録ができるのはお子さま 1 名につき、1 つの医療機関のみです。
ただし、他の医療機関の受診を制限するものではありません。他院さんも受診をして頂けます。
他の医療機関さんを受診された場合は次回受診される際に処方されたお薬、受診内容等、お伝えください。
- 他の医療機関から当院へかかりつけ医を変更したい場合は、登録先の医療機関に解除の申し出をした後に、当院への登録が可能になります。
- **登録していただいたお子さまを、他のお子さまより優先して診療させていただくものではありません。ご了承ください。**

予約が取れない時は、ご予約いただいている患者様の診察が優先ですが、その日のうちに必ず診療ができるように対応させていただきます。
診療時間後の数時間は、電話などによる対応を行います。

- 当院の特徴として、内科的疾患以外にも、擦り傷・切り傷・打撲などの外科的疾患及び熱傷などの家庭での対処法に関するご相談も受けることが可能です。（原則、翌日当院を受診していただきたいですが、状況により他院の受診をお勧めさせていただくことがあります。）

当院がやむを得ず対応できない場合や診療時間外について

・診療時間中:クリニック受付 : **047-402-3640**

・深夜、休診日、やむを得ず対応できない場合

東京女子医科大学八千代医療センター (19:00～翌 6:00) : **047-458-6090**

: **047-450-6000**

千葉県小児救急電話相談(19:00～翌 8:00) : **#8000**